

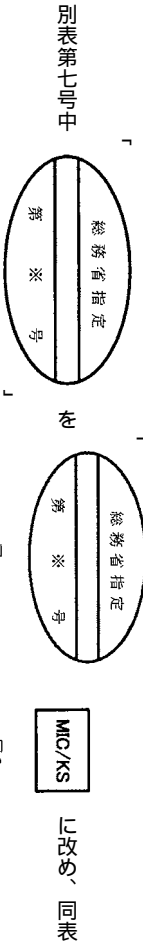
(三) 放射妨害波の電界強度

周波数帯	許容値(毎メートルマイクログボルトを○デシベルとす る)
三〇〇MHz以上三三〇MHz以下	三〇デシベル
三三〇MHzを超えて一〇〇〇MHz以下	三三デシベル

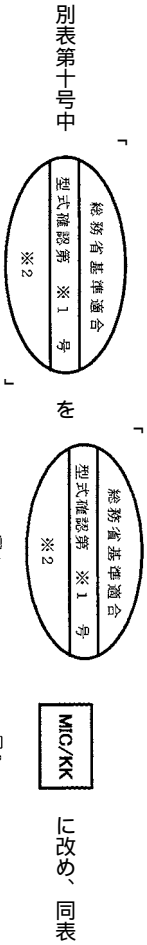
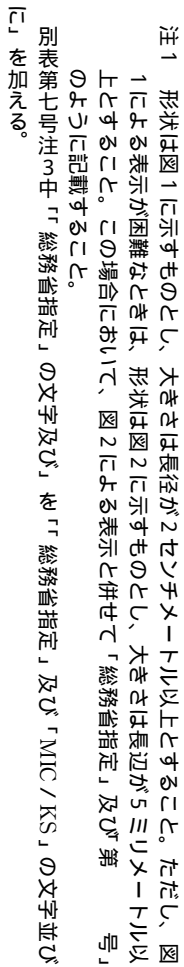
- (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。
- (3) 第一号の(6)に掲げる条件
- (4) 筐体が見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。
- 第四十六条の第三第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 広帯域電力線搬送通信設備

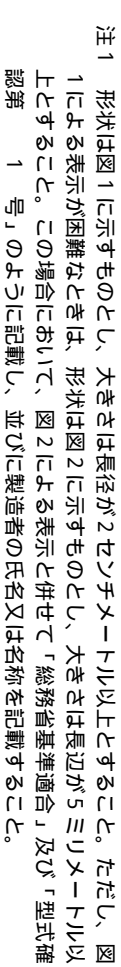
- (1) 第一号の(1)及び(2)に掲げる事項
- (2) 搬送波の周波数(搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものに、拡散範囲とす)の設計値
- (3) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の設計値



注一 長さの寸法を図1に示すものとし、大きさは長径が2センチメートル以上とすること。ただし、図1による表示が困難なときは、形状は図2に示すものとし、大きさは長辺が5ミリメートル以上とすること。この場合において、図2による表示と併せて「総務省指定」及び「第1号」のように記載すること。



注一 長さの寸法を図1に示すものとし、大きさは長径が2センチメートル以上とすること。ただし、図1による表示が困難なときは、形状は図2に示すものとし、大きさは長辺が5ミリメートル以上とすること。この場合において、図2による表示と併せて「総務省標準適合」及び「型式確認第1号」のように記載し、並びに製造者の氏名又は名称を記載すること。



形表示第十号に「文字及び数字」とし、「総務省指定」及び「MIC/KK」の文字並びに、を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第五十二号

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定に基づき、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十月四日

総務大臣 菅 義偉

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項中「行なわなければならない」と改め、同条第二項中「第2」の「2」又は第3、を加える。

第二十九條第一項中「第2」の下に「又は第3」を、「添付書類」の「ト」及びその添付書類の「ト」を加え、同条第二項中「第二十六條第二項、第三項」を「第二十六條第三項」に改める。

別表第六号条一の「注」中「行記すること」とし「行記すること(この場合には申請者の押印は必要としないこと。)」に改め、別表第六号条一の「第2 添付書類、又は第2 添付書類(設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。)」に改め、別表第六号条一の「注」中「実験を目的とする」と改め、同条の「寸法の寸法」を「寸法」と改め、同条の規定に規定する総務大臣が別に告示する、を「実験を目的とする」と改め、同条の「寸法の寸法」を「寸法」と改める。

ウ 実験設備によつて副次的に発する電波又は高周波電流が他の通信に混信又は障害を与えない技術的根拠

別表第六号条一の「注」中「寸法」及び「寸法」を「寸法」及び「寸法」に改める。

第3 添付書類(設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合に限る。)

高周波利用設備届 申請書(注1)の添付書類(設備分)(注2)				整理番号
1 工事設計	(5) 伝導妨害波の電流	(6) 伝導妨害波の電圧	(7) 放射妨害波の電界強度	
	(8) その他の工事設計			
2 参考事項	ふりがな			
3 氏名又は名称	ふりがな			
4 住所	住所			